

会津若松市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務処理要綱

平成 28 年 3 月 3 1 日 決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）、会津若松市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年会津若松市規則第 34 号。以下「市規則」という。）等に基づき、会津若松市が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関して必要な事項を定め、もって事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(消費性能向上計画認定申請書の受理)

第 3 条 市長は、法第 30 条第 2 項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者（以下「消費性能向上計画認定申請者」という。）から提出された法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書（以下「消費性能向上計画認定申請書」という。）において、次の各号に掲げる事項を確認し、支障がないと認めた場合、当該申請書を受理するものとする。

- (1) 申請が建築物の新築等の工事に着手する前であること（消費性能向上計画認定申請書の受理後に着工することは差し支えないが、当該申請を取り下げて再度申請を行う場合は、その時点で新たに申請がなされたものと取り扱われ、それが着工後となった場合には、申請は受理できなくなるので注意を要する。）。
- (2) 市規則第 2 条各号に掲げる区分に合致する場合は、それぞれ当該各号に定める図書が添付されていること。
- (3) 前号に規定する図書で写しであるものが添付されたときは、原本と照合すること。
- (4) 記載事項の不確実、記載もれ、添付書類の不備、脱落等のないこと。

(消費性能基準適合認定申請書の受理)

第 4 条 市長は、法第 36 条の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している

旨の認定を申請する者（以下「消費性能基準適合認定申請者」という。）から提出された法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請書（以下「消費性能基準適合認定申請書」という。）において、次の各号に掲げる事項を確認し、支障がないと認めた場合、当該申請書を受理するものとする。

- (1) 市規則第 3 条各号に掲げる区分に合致する場合は、それぞれ当該各号に定める図書が添付されていること。
- (2) 前号に規定する図書で写しであるものが添付されたときは、原本と照合すること。
- (3) 記載事項の不確実、記載もれ、添付書類の不備、脱落等のないこと。

（建築確認を伴う消費性能向上計画認定申請の審査）

第 5 条 市長は、法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請にあわせて、消費性能向上計画認定申請者から、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかについて会津若松市建築主事（以下「建築主事」という。）の確認を受ける申出（以下「確認の申出」という。）がある場合において、消費性能向上計画認定申請者に対し、建築主事から法第 30 条第 6 項の規定による通知書が交付された場合は認定することができないこととなる旨を説明した上で、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請とは別に建基法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行うよう依頼するものとする。

2 市長は、前項の依頼をしたにもかかわらず消費性能向上計画認定申請者から確認の申出があり、法第 30 条第 2 項後段に規定する確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出があった場合は、確認申請書を受理し、法第 30 条第 3 項の規定により、速やかに当該確認の申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「当該申出に係る計画」という。）を、建築主事に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る計画が、建基法第 20 条第 4 号に定める基準に適合するかどうかを審査する必要があるときは、消費性能向上計画認定申請者に対して、別途、建基法第 18 条の 2 第 1 項の指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定に準ずる審査をあらかじめ受けてから、確認申請書を提出するよう依頼するものとする。

4 建築主事は、当該申出に係る計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、法第 30 条第 4 項において準用する建基法第 18 条第 3 項の規定により、市長に確認済証を交付するものとする。

5 前項の審査において、建築主事は、建基法第 93 条第 1 項の消防長等の同意を要するものについて、会津若松消防署長に同意を求めるものとする。

6 建築主事は、第 4 項の審査において、当該申出に係る計画が建築基準関係規定に適

合しないことを認めたとき、又は適合するかどうか決定できない正当な理由があるときは、建基法第6条第1項に定める期間内に、法第30条第4項において準用する建基法第18条第14項の規定により、その旨及びその理由を市長に通知するものとする。

(消費性能向上計画の認定及びその通知)

第6条 市長は、第3条の規定により消費性能向上計画認定申請書を受理した場合は、当該申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果、適合することを認めたとき(法第30条第6項の規定による通知書の交付を受けた場合を除く。)は、速やかに認定し、認定通知書を省令第3条第1項の規定により申請者に通知するものとする。

2 建基法第6条及び同法第6条の2第1項の規定による確認の申請において、法第35条に規定する容積率の特例(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより、通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。)を受けることとなる場合の確認済証の交付は、前項の認定後となる。よって、第5条の建築確認を伴う認定申請の場合の認定通知日は、確認済証の交付日と同日付けとする。また、本特例の適用対象となる部分が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び同条第3項に基づき容積率の算定の基礎となる延べ面積に不算入とする部分と重複する場合には、本特例の適用対象となる部分の床面積の算定に際し、建基法に基づき不算入とされた部分の床面積は含まないので注意を要する。

3 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているものの、一部明らかな誤記等がある場合は、申請者に補正を求め、申請者が記載内容の補正を行った場合は、その修正箇所を確認し、改めて審査を行う。

4 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているかどうか不明な場合で、申請者に追加説明を求め、申請者から追加説明書の提出があった場合は、その内容を確認し改めて審査を行うこととするが、当該手続を踏んだにもかかわらず認定基準に適合しないと認めたとき又は建築主事から法第30条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定を行わないものとし、認定しない旨の通知書(第1号様式)を申請者に通知するものとする。

5 市長が第1項の申請書を受理してから認定の通知又は認定しない旨の通知を行うまでの標準的な事務処理期間は、建基法第6条第4項に準じるものとする。ただし、第9条第1項の規定における審査の場合は、7日とする。

6 市長は、第1項の認定の通知の際に、認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)に対し、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了し

た場合は、市規則第6条の規定により新築等の工事が完了した旨の報告書を提出するよう求めるものとする。なお、工事完了報告書には、建基法第7条第5項又は同法第7条の2第5項で規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し及び工事写真の添付を求めるものとする。

（消費性能基準適合認定及びその通知）

第7条 市長は、前条の規定により消費性能基準適合認定申請書を受理した場合は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果、適合することを認めるときは、速やかに認定し、認定通知書を省令第8条第1項の規定により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているものの、一部明らかな誤記等がある場合は、申請者に補正を求め、申請者が記載内容の補正を行った場合は、その修正箇所を確認し、改めて審査を行う。

3 市長は、審査の結果、計画の内容が認定基準に適合しているかどうか不明な場合で、申請者に追加説明を求め、申請者から追加説明書の提出があった場合は、その内容を確認し改めて審査を行うこととするが、当該手続を踏んだにもかかわらず認定基準に適合しないと認めるときは、認定を行わないものとし、認定しない旨の通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

4 市長が第1項の申請書を受理してから認定の通知又は認定しない旨の通知を行うまでの標準的な事務処理期間は、建基法第6条第4項に準じるものとする。ただし、第9条第2項の規定における審査の場合は、7日とする。

（計画の取下げ）

第8条 市長は、消費性能向上計画認定申請者から建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を取り下げる旨の申出があった場合は、審査を中断し、取下げ申出書（第3号様式）2通の提出を求め、受理決裁後、当該申出書1通及び申請書の副本を消費性能向上計画認定申請者に交付するものとする。

2 市長は、消費性能基準適合認定申請者から建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を取り下げる旨の申出があった場合は、審査を中断し、取下げ申出書（第4号様式）2通の提出を求め、受理決裁後、当該申出書1通及び申請書の副本を消費性能基準適合認定申請者に交付するものとする。

（指定機関の事前審査を受けた認定申請等の審査）

第9条 市長は、消費性能向上計画認定申請書に市規則第2条各号に定める図書が添えられている場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、認定基準に適合するかどうか

の審査を省略することができる。

- 2 市長は、消費性能基準適合認定申請書に市規則第3条各号に定める図書が添えられている場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、認定基準に適合するかどうかの審査を省略することができる。
- 3 市長は、第1項及前項の規定にかかわらず、添付された図書に疑義が生じた場合は、当該図書を発行した機関に発行事実を確認するとともに、技術的審査の範囲に疑義が生じた場合には、必要に応じて当該機関に説明を求めるものとする。
- 4 第1項の認定の申請の際に、申請者から確認の申出があり、確認申請書を受理した場合は、第5条の規定を準用するものとする。

(計画の変更)

第10条 認定建築主から、法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、第3条、第5条、第6条、第8条及び前条の規定を準用するものとする。なお、認定建築主が、省令第4条第2号に基づき軽微な変更として規定されている建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更該当するかどうかを判断する際には、認定建築主が認定基準に適合する旨を適切な方法で自主的に確認することを求めるものとする。

(認定を受けた計画の取りやめ)

第11条 市長は、認定建築主から建築物エネルギー消費性能向上計画の認定建築物の新築等を取りやめる旨の申出があった場合は、認定通知書の原本を添付した取りやめ申出書(第5号様式)の提出を求め、受理決裁後、計画の認定を取り消し、速やかに認定取消通知書(第6号様式)を認定建築主であったものに通知するものとする。

(建築工事完了報告)

第12条 市長は、認定建築主から、工事完了報告書の提出が無い場合は、認定建築主に対し、速やかに当該報告を行うよう通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受理したときは、認定建築主が認定を受けた計画に従って新築等を行っているかどうかを検査済証の写し及び工事写真により確認するものとし、必要に応じ現地において確認するものとする。また、検査済証の写しと確認台帳とを照合し、日付等の整合を確認するものとする。

(報告の徴収)

第13条 市長は、必要に応じ、認定建築主に対して、法第32条に規定する新築等の状

況について、報告を求める旨の通知書（第7号様式）により報告を求めるものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、第7条第1項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の所有者に対して、法第38条に規定する基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、報告を求める旨の通知書（第8号様式）により報告を求めるものとする。

（立入検査）

第14条 市長は、前条第2項の規定による報告により、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの判断がつかないときは、基準適合認定建築物又は工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査するものとする。

- 2 立入検査等を行うにあたっては、必要に応じて、あらかじめ基準適合認定建築物の所有者に対して立入検査等を行う旨を予告通知書（第9号様式）により予告するものとする。

- 3 基準適合認定建築物の所有者の連絡先が不明の場合は、当該建築物を日常的に使用等している者を占有者として、必要に応じて、この者に対して立入検査等を行う旨を予告通知書（第9号様式）により予告するものとする。

- 4 立入検査等は、原則として2名以上の担当職員で行うものとする。

- 5 立入検査等を行う場合は、省令別記様式第8の立入検査身分証を携帯し、建築主等に提示するものとする。

（改善措置要求及び改善措置命令）

第15条 市長は、認定建築主が認定を受けた計画に従って新築等を行っていないと認めるときは、改善措置要求書（第10号様式）を交付し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により改善に必要な措置をとるよう求めたにもかかわらず、通知した期間内に認定建築主が必要な措置をとらない場合は、市規則第7条第1項の規定に基づき、当該認定建築主に対しその改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

（認定の取消し）

第16条 市長は、認定建築主が前条第2項の改善措置命令による措置をとらなかった場合は、市規則第7条第2項の規定に基づき、計画の認定を取り消すものとする。

- 2 市長は、第13条第2項の基準適合認定建築物の所有者からの報告又は第14条第1項の立入検査の結果、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合し

ないと認められる場合は、認定を取り消し、速やかに認定取消通知書（第 11 号様式）を基準適合認定建築物の所有者であったものに通知するものとする。

（認定建築主変更等届）

第 17 条 市長は、認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を権利譲渡等により譲受人に譲り渡した場合は、認定建築主又は譲受人が単独又は共同で、当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を認定建築主変更届（第 12 号様式）により報告するよう求めるものとする。この場合において、建築物又は住戸の名義は計画に含まれないことから、計画の変更認定は必要ないこととなる。

2 市長は、基準適合認定建築物の所有者が基準適合認定建築物を権利譲渡等により譲受人に譲り渡した場合は、基準適合認定建築物の所有者又は譲受人が単独又は共同で、基準適合認定建築物の名義を変更した旨を基準適合認定建築物所有者変更届（第 13 号様式）により報告するよう求めるものとする。

3 前 2 項の変更届には、売買契約書等の写しを添付させるものとする。

（誤記訂正）

第 18 条 市長は、認定建築主から建築物エネルギー消費性能向上計画の誤記訂正の申出があった場合は、誤記訂正届（第 14 号様式）2 通の提出を求め、受理決裁後、誤記内容を認定台帳等に反映し、当該届 1 通を当該認定建築主に交付するものとする。

2 市長は、基準適合認定建築物の所有者から建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請した内容の誤記訂正の申出があった場合は、誤記訂正届（第 15 号様式）2 通の提出を求め、受理決裁後、誤記内容を認定台帳等に反映し、当該届 1 通を基準適合認定建築物の所有者に交付するものとする。

（認定台帳）

第 19 条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定台帳（第 16 号様式。以下「消費性能向上計画認定台帳」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定台帳（第 17 号様式。以下「消費性能基準適合認定台帳」という。）に記載するものとする。

（図書等の保存）

第 20 条 市長は、認定を行った建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書を 15 年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。